

執行猶予について

1. 執行猶予の刑事政策的意義

○ 団藤重光編「注釈刑法（1）総則（1）」昭和39年有斐閣 pp. 184-185

執行猶予は、罪を犯した者に対して、刑法所定の刑を執行することをさし控え、条件違反の場合には宣告された刑の執行を受くべき心理強制を留保しつつ、有罪判決を宣告されたことによる感銘力を背景に犯罪者自身の自覚と発奮に基づく、自発的な改善・更生を期することを目的とする。

執行猶予の刑事政策的意義については、とくに「短期自由刑の弊害」の回避ということが、一般に強調されている。判例も、たとえば最判昭24.3.31(集2.3.408)において、「刑の執行猶予の制度は、犯罪の情状比較的軽く、そのままにして改過遷善の可能性ありと認められる被告に対しては、短期自由刑の実刑を科することによつて、被告人がともすれば捨鉢的な自暴自棄に陥つたり、刑務所におけるもろもろの悪に汚染したり、又は釈放後の正業復帰を困難ならしめたりすることのないように、刑の宣告をする裁判所が、刑の宣告と同時に、一定期間刑の執行を猶予することを言渡すものである。そして、一方においては、執行猶予の言渡を取り消されることなく無事に猶予期間を経過したときは、刑の言渡は終局的にその効果を失うものとして、被告人の改過遷善を助長するとともに、他方においては、被告人が再び犯罪を行つた場合には、いつでも執行猶予を取消し実刑を執行すべき警告をもつて被告人の行動の反省と謹慎を要請しているのである。すなわち、これによつて、刑罰の目的を妥当に達成せんとする刑事政策的配慮を多分に加味したものである」とする。

○ 大谷實「刑事政策講義（第2版補正版）」平成4年弘文堂 p. 202

執行猶予制度の刑事政策的意義は、科刑による弊害を避けるとともに、条件に違反した場合には刑が執行されるという心理強制によつて、犯人の自覚に基づく改善更生を図るものであつて、刑の言渡による応報的效果を維持しながら、無用の刑の執行を避け、刑の目的ごとに犯罪者の自力更生の促進を合理的に追求する特別予防にある。その意味で、形式的には執行猶予は刑ではなく刑の附随処分にはかならないが、実質上は一個の独立した刑事処分としての性質・機能をもっているのである。

2. 執行猶予制度改正の検討

(1) 大正15年臨時法制審議会決議「刑法改正ノ綱領」

(一〇) 刑ノ執行猶予ノ効果ヲ寛大ニスヘキ規定ヲ設クルコト

○ 牧野英一「刑法における重点の変遷（第三版）」昭和23年有斐閣 p. 200

刑の執行猶予の効果はこれを執行猶予の期間が満了したのちのそれと、執行猶予中のそれと、執行猶予そのもののそれとを区別して考へゆかねばなるまい。第一に、刑の執行猶予の言渡が取消されることなくして猶予期間が満了した場合においては、刑の言渡はその効力を失ふことになつてゐる（刑二七）。これは

現行法の規定に従ふの外なきことといはねばならぬ。第二に執行猶予中の効果としては、各種の法規が、「刑の執行を受くることなきに至る迄の者」に選挙権被選挙権といふやうな資格乃至権利を拒絶してゐる場合が少くない。否、「刑の執行を受くることなきに至る迄の者」は、常に、その点において刑の執行を受けつつある者と同視されてゐるのである。しかし、執行猶予を許容してしかもそのかくの如き資格乃至権利を拒絶することは、執行猶予による九切の功を一簣に欠くものといはねばなるまい。さうして、第三に、執行猶予を許容されても、一度、刑の言渡がある以上、例へば恩給を受くるの権がなくなり、勲章は褫奪されるといふやうなことになる。しかし、執行猶予の期間が満了する場合においては、刑の言渡がその効力を失ふのであつて見れば、刑の言渡それ自体によつて直ちにかやうな効果を生ぜしめ、全く回復の余地なからしめることには、矛盾があるともいひ得よう。すなはち、刑の執行猶予の実行を徹底せしめるゆゑのものではないといはねばならぬ。以上の諸点が、執行猶予の効果を寛大にするについて考慮されねばならぬことであらう。

(2) 昭和15年刑法並監獄法改正調査委員会総会決議「改正刑法仮案」

第一百二条 執行猶予ノ言渡ヲ受ケタル者ハ其ノ猶予中人ノ資格ニ関スル法令ノ適用ニ付テハ刑ニ処セシメタルコトナキモノト看做ス

(3) 昭和36年刑法改正準備会「改正刑法準備草案」

(資格制限の排除)

第八〇条 裁判所は、刑の執行猶予を言い渡す場合において、相当と認めるときは、刑に処せられた者に対する人の資格制限に関する法令の適用を排除する旨の言渡をすることができる。

○ 刑法改正準備会「改正刑法準備草案 附 同理由書」昭和36年 p.163

本条は、新設の規定である。仮案第一〇二条によると、被猶予者に対しては資格制限に関する法令の適用が全面的に排除されたのであるが、本条においては、裁判所の裁量によって資格制限に関する法令の適用を排除し得るにとどまることとなった。人の資格制限に関する法令とは、例えば、国家公務員法第三八条、弁護士法第六条、公証人法第一四条等である。公職選挙法に規定するいわゆる公民権の停止については、同法に特別の規定（第二五二条第三項）があるからそれによるべきで、本条の適用はないものと解する。

(4) 昭和49年法制審議会答申「改正刑法草案」

(資格制限の排除)

第七〇条 裁判所は、刑の執行猶予を言い渡す場合において、必要と認めるときは、刑に処せられた者に対する人の資格制限に関する法令の適用を排除する旨の言渡をすることができる。

- 法務省刑事局「法制審議会 改正刑法草案の解説」昭和50年大蔵省印刷局
pp. 119-120

本条は、執行猶予の言渡を受けた者について、刑の言渡に伴う資格の制限に関する法令の適用を排除することを認める新設の規定である。執行猶予の言渡を受けた者も、刑に処せられた者として資格の制限に関する法令の適用を受けるのが原則である。しかし、それが執行猶予者の改善更生を妨げる場合もあり得るし、禁固以上の刑に処する裁判の確定によって当然にその身分を失うこととなる公務員等についても、具体的な事情によってはそれが酷にすぎると考えられる場合があること、また、交通事件による有罪判決の増加に伴い、資格の制限を緩和する必要がある場合がふえてきたことなどを考慮し、執行猶予者に対して資格の制限に関する法令の適用を排除する必要があると認められるときは、裁判所の裁量によってその旨の言渡をすることができるものとした。

3 少年法第60条の取扱い

(人の資格に関する法令の適用)

第六十条 少年のとき犯した罪により刑に処せられてその執行を受け終り、又は執行の免除を受けた者は、人の資格に関する法令の適用については、将来に向けて刑の言渡を受けなかつたものとみなす。

2 少年のとき犯した罪について刑に処せられた者で刑の執行猶予の言渡を受けた者は、その猶予期間中、刑の執行を受け終つたものとみなして、前項の規定を適用する。

3 前項の場合において、刑の執行猶予の言渡を取り消されたときは、人の資格に関する法令の適用については、その取り消されたとき、刑の言渡があつたものとみなす。

4 地方公共団体の取扱い

- 職員の分限に関する条例（昭和二六年九月二〇日東京都条例第八十五号）

(失職の例外)

第六条の二 任命権者は、禁この刑に処せられた職員のうち、その刑にかかる罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとするができる。

2 前項の規定により、その職を失わなかつた職員が刑の執行猶予を取消されたときは、その職を失う。